

令和6年能登半島地震で被災された皆様へ

みなし仮設(賃貸型応急)住宅

民間賃貸住宅(アパート等)を仮設住宅として利用できる制度です。

この制度を利用して、建設される仮設住宅に住み替えることが可能です。

お問い合わせ先

物件(賃貸住宅)に関すること			制度に関すること
県内の各宅地建物取引業者(不動産業者)			災害時に居住していた各市町担当窓口
 石川県宅地建物取引業協会 電話：076-291-2255	 全日本不動産協会 石川県本部 電話：076-280-6223	 全国賃貸住宅経営者協会 連合会 石川県支部・金沢支部 電話：0120-27-1000 (接続番号 388006)	※輪島市、珠洲市、穴水町、能登町の方は、入居を希望する物件(賃貸住宅)のある石川県内市町でも対応します。 ※担当窓口の連絡先は裏面に記載
※本制度は、不動産団体の会員でなくてもご利用できます。			

※富山県、福井県、新潟県の物件については、全国賃貸住宅経営者協会石川県支部・金沢支部にお問い合わせの上、災害時に居住していた各市町担当窓口へ申し込みしてください。

入居者の要件 自己資金のみでは住宅の確保が困難であり、下記①～④のいずれかの要件に当てはまる方

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
- ② 半壊(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
- ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方 ※詳細は各市町にお問い合わせください
- ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方(半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。)

※例えば、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町在住で被災された方は、「り災証明書」がなくても、当面の間③の要件で入居し、被害状況に応じて、①②に切り替えることも可能です。

手続きについて

※個人で先に契約・入居した賃貸住宅に関しても、あとから手続きの相談が可能です。



○賃貸型応急住宅の条件 次の①～⑦のいずれにも該当する県内の住宅となります

① 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること

② 家賃(月額)	金沢市、野々市市	2人以下の世帯		6万円以下	3～4人の世帯		8万円以下	5人以上の世帯		11万円以下
	以外の物件									
	金沢市、野々市市	1人の世帯	6万円以下	2人の世帯	8万円以下	3～4人の世帯	10万円以下	5人以上の世帯	12万円以下	
	市内の物件									

※入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童(以下、「未就学児」という)は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人(小数点以下切り上げ)として換算する。※6人以上の世帯は、2つの物件に入居可能です。

③ 共益費(管理費)：借上げ住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠であること

④ 退去修繕負担金：家賃の2か月分以内

⑤ 礼金：家賃の1か月以内

⑥ 仲介手数料：家賃の0.55か月以内

⑦ 入居時鍵交換費：実費

※超過分を自己負担で入居することは不可 ※原則、耐震性が確保されている住宅に限る

○市町等が負担する経費

家賃、共益費(管理費)、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、損害(火災)保険料、入居時鍵交換費
 ※損害(火災)保険料は石川県が包括的に加入するため、石川県が負担します。

○入居者が負担する経費

光熱水費、駐車場料金、自治会費
 ※このほか、入居者の故意、過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担になります。

○入居期間

入居日から2年以内(災害時に民間賃貸住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内)
 ※恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後は、速やかに退去する必要があります。
 ※応急修理制度を利用する場合の取扱いは、各市町の担当課にご確認願います。

Q1 どうすれば入居できますか？

みなし仮設住宅制度の詳細な要件については、制度チラシをご覧ください、各市町の下記窓口へお問い合わせください。



Q2 入居するのにお金が必要ですか？



家賃など石川県が指定する費用は市町が負担するため不要となります。ただし、光熱費、駐車場料金など指定の項目以外はお負担いただく必要があります。
※申込前に入居する場合には、2者契約に基づき入居費用を一時的に自費でご負担いただく必要があります。

Q3 入居物件は、どのように決まりますか？

表面の「お問い合わせ先」に記載された不動産団体から紹介を受けることができます。
※ご自身で探すことも可能です。



Q4 申込前に入居していた場合の清算はどうなりますか？

新たに入居者・貸主・行政の3者契約を結んでいただいた後、貸主から、それまでに支払った家賃等が返金されます。
※一部例外となる費用があります。



Q5 家賃上限を超える物件は対象となりますか？

対象とはなりません。また、超過部分を自費で負担することも認められませんのでご注意ください。



皆様を全力サポート!

「みなし仮設住宅」に関する疑問にお答えします。

Q10 ライフラインが復旧した場合、すぐに退去しないといけませんか？

ライフラインの途絶のみが原因で入居していた場合、もとの自宅に住むことが可能であれば、速やかに退去いただくことになります。
※住宅の被害が全壊等、入居要件を満たす場合、引き続き入居することができますので、各市町の下記窓口にお問い合わせください。



Q9 生活に必要な家電や生活用品はどうすればいいですか？

衣服や寝具、衛生用品、台所・洗濯用品などの生活必需品の支給制度があるほか、洗濯機・冷蔵庫・テレビの支給について、県独自の支援措置を設けています。詳細については、別途、制度チラシをご覧ください。みなし仮設住宅の立地市町にご相談ください。



Q8 ペットの飼育は可能ですか？

貸主の同意があり、既定の家賃以下であれば可能です。ただし、家賃とは別に追加費用が請求される場合は自己負担となります。

Q7 サービス付き高齢者向け住宅は対象となりますか？

家賃とサービス料を明確に区別できる場合で、みなし仮設住宅の条件を満たせば対象となります。



Q6 不動産会社の仲介は必須でしょうか？

契約トラブル防止のため、原則として不動産会社(宅建業者)による仲介が必要となります。



必ず、不動産会社(宅建業者)から詳細な説明を受けてからご契約ください。

問い合わせ先

- 金沢市 住宅政策課 076-220-2553
- 七尾市 都市建築課 0767-53-8429
- 小松市 建築住宅課 0761-24-8095
- 輪島市 被災者生活支援室 0768-23-4871
- 珠洲市 環境建設課 0768-82-7756
- 加賀市 建築課 0761-72-7936
- 羽咋市 災害復興推進室 0767-22-7156
- かほく市 都市建設課 076-283-7104
- 白山市 建築住宅課 076-274-9567
- 能美市 まち整備課 0761-58-2251
- 野々市市 建築住宅課 076-227-6087
- 川北町 土木課 076-277-1108
- 津幡町 町民課 076-288-2124
- 内灘町 企画課 076-286-6727
- 志賀町 まち整備課 0767-32-9211
- 宝達志水町 地域整備課 0767-29-8160
- 中能登町 土木建設課 0767-72-3921
- 穴水町 地域整備課 0768-52-3680
- 能登町 建設水道課 0768-62-8523
- 石川県 建築住宅課 076-225-1962